

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 保管場所法
根 拠 条 項： 第13条第4項
処 分 の 概 要： 運送事業用自動車の保管場所標章の再交付
原権者（委任先）： 警察署長
法 令 の 定 め： 保管場所法第6条（保管場所標章） 保管場所法施行規則第6条（保管場所標章の再交付）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 1日
申 請 先： 申請書は、保管場所の位置を管轄する警察署の交通課（係）窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係（電話017-723-4211）
備 考：